

2021年12月16日

会社名 株式会社ジェイテック
代表者名 代表取締役社長 藤本 彰
問合せ先 取締役 経営企画室長 村田 竜三
(TEL : 03-6228-6463)

新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は、2022年4月に予定される株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、本日グロース市場を選択する申請書を提出いたしました。当社は、移行基準日時点（2021年6月30日）において、当該市場の上場維持基準を充たしていないことから、下記のとおり、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を作成しましたので、お知らせいたします。

記

○ 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の移行基準日時点におけるグロース市場の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており、時価総額については基準を充たしておりません。当社は、時価総額に関しては2024年3月期までに上場維持基準を充たすために各種取組を進めてまいります。

	時価総額	株主数	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額	流通株式比率 (%)
当社の状況	17億円	4,060人	55,828単位	11億円	65.1%
上場維持基準	(上場から10年後、) 40億円以上	150人以上	1,000単位以上	5億円以上	25%以上
計画書に 記載の事項	○				

○上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針

上場維持基準である時価総額 40 億円への適合に向けて、企業価値を高めるべく持続的な成長を支える収益力の向上と IR 活動の強化を基本方針としてまいります。

○経営課題

当社の主力事業である技術職知財リース事業は、テクノロジスト（技術者）の安定的な確保に向けた技術系人材の「採用」、当社独自の教育制度を通じて創造力と人間力を養う「人材育成」、顧客の抱える技術的課題の解決や多様なニーズにテクノロジストを送る「営業」が持続的な成長に不可欠です。（詳細は、2021 年 6 月 29 日開示の当社「有価証券報告書」10 ページに記載しております。） 今後はそれらの発展を確固たるものとしつつ、IR 活動も強化することが、企業価値を高める前提条件となると考えております。

○ 適合基準（時価総額）を満たすための施策

1. 持続的な成長

当社主力事業である「技術職知財リース事業」を持続的に成長させるべく、テクノロジスト（稼働人員）の拡大を中期的な重点施策とし、収益力の向上を図ることで企業価値の向上を狙います。（※当社「事業計画及び成長可能性に関する事項の開示」に記載しております。）

また、長期的な目標として M&A や新規事業に注力しており、既存事業の強化と収益の多角化を図ることで、企業価値を高めるとともに時価総額の向上を狙います。

2. 持続的な成長に向けた資本政策の実行等

収益力の向上と共に収益構造の改善を推進しつつ、市場の動向を注視しながら増資を含めた各種資本政策を実施し、人材育成のさらなる強化、最新技術に係る成長分野への投資などを通じて、時価総額の向上を狙います。

3. IR 活動の強化

自社の魅力を能動的に投資家に伝えていく機会を増やし、投資家が当社に求める事項を精査し経営活動に反映することで、時価総額の向上を狙います。

○ 適合基準（時価総額）を満たすための施策の進捗状況による対応

当社「事業計画及び成長可能性に関する事項の開示」に記載の中期経営計画を遂行することで経常利益 1 億円以上を達成、維持し、上記施策とあわせて時価総額に係る基準適合を目指しますが、2024 年 3 月期までに時価総額基準を満たすことができなかつた場合には、新スタンダード市場への市場区分の変更を目標に切り替えます。

参考：当社の状況とスタンダード市場への上場基準（注）

スタンダード市場への新規上場	収益基盤	財政状態	株主数	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (上場時見込)	流通株式 比率 (%)
当社の状況	0.7 億円	正	4,060 人	55,828 単位	11 億円	65.1%
新規上場基準	最近 1 年間の利益が 1 億円以上	純資産が 正である	400 人 以上	2,000 単位以上	10 億円以上	25%以上
基準に未達の事項	○					

（注記）

スタンダード市場に市場区分の変更を行う場合、新規上場審査と同様の審査手続きが必要となります。

そのため、主幹事証券会社が作成した「上場適格性調査に関する報告書」等の提出のほか、スタンダード市場への新規上場に係る形式基準への適合及び以下の上場審査が必要となります。

- 企業の継続性及び収益性
- 企業経営の健全性
- 企業のコーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性
- 企業内容等の開示の適正性
- その他公益または投資者保護の観点から東京証券取引所が必要と認める事項

以上